

令和3年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1 所轄税務署長等 給与の支払者 〇〇〇〇 株式会社 あなたの氏名 フリガナ 山川 太郎 令和3年1月1日現在 山川 太郎 扶 養 除 等 申告書の提出 〇 有 無 本人

2 源泉控除対象配偶者（注1） ヤマカワ アキコ あなたの生年月日 21.2.3 4.5.6 7.8 9.0 子 400,000 円 住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7

3 源泉控除対象扶養親族（16歳以上）（平18.1.1以前生） ヤマカワ イチロウ 子 53.10.5 〇 円 1234 Kokuzei Street, ... USA 山川 一郎 子 12.2.4 〇 円 東京都練馬区栄町 23-7 山川 二郎 子 17.5.17 〇 円 山川 隆雄 父 18.5.8 300,000 円

4 16歳未満の扶養親族（平18.1.1以前生） ヤマカワ タカオ 子 20.7.5 〇 円 東京都練馬区栄町 23-7

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等 給与の支払者 〇〇〇〇 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ ケロウ あなたの生年月日 明・大・平 53 年 1 月 1 日 4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 〇 有 無 本人

2 源泉控除対象配偶者（注1） 山川 太郎 あなたの生年月日 21.2.3 4.5.6 7.8 9.0 子 400,000 円 住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7

3 源泉控除対象扶養親族（16歳以上）（平18.1.1以前生） ヤマカワ イチロウ 子 53.10.5 〇 円 1234 Kokuzei Street, ... USA 山川 一郎 子 12.2.4 〇 円 東京都練馬区栄町 23-7 山川 二郎 子 17.5.17 〇 円 山川 隆雄 父 18.5.8 300,000 円

4 16歳未満の扶養親族（平18.1.1以前生） ヤマカワ タカオ 子 20.7.5 〇 円 東京都練馬区栄町 23-7

- ▶ 1 所轄税務署長等 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。
- ▶ 2 給与の支払者の法人（個人）番号 この申告書を受領した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。
- ▶ 3 あなたの個人番号 あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ 4 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 2 か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1 区分等 氏名 3 個人番号 4 老人扶養親族（昭27.1.1以前生） 6 令和3年分の所得 7 住所又は居所 8 異動月日及び事由

1 源泉控除対象配偶者（注1） ヤマカワ アキコ あなたの生年月日 21.2.3 4.4.5.6 7.8 9.0 子 400,000 円 東京都練馬区栄町 23-7

2 源泉控除対象扶養親族（16歳以上）（平18.1.1以前生） ヤマカワ イチロウ 子 53.10.5 〇 円 1234 Kokuzei Street, ... USA 山川 一郎 子 12.2.4 〇 円 東京都練馬区栄町 23-7 山川 二郎 子 17.5.17 〇 円 山川 隆雄 父 18.5.8 300,000 円

- ▶ 1 A 源泉控除対象配偶者 あなた（令和3年分の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和3年分の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。
- ▶ 2 B 控除対象扶養親族 年齢16歳以上（平成18年1月1日以前生）の扶養親族について記載します。※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和3年分の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和3年分の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。
- ▶ 3 個人番号 源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- ▶ 4 老人扶養親族（昭27.1.1以前生） 控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和27年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」 ② その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」
- ▶ 6 特定扶養親族（平11.1.2生～平15.1.1生） 控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成11年1月2日～平成15年1月1日生）の場合にチェックを付けます。
- ▶ 6 非居住者である親族 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- ▶ 7 生計を一にする事実 「非居住者である親族」欄が「○」の場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類の添付等が必要です。
- ▶ 8 異動月日及び事由 記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。（例）年の途中で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合⇒「令和3年〇月〇日 結婚」

給与所得者用情報表

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☒ 障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
		一般の障害者			☒ (1人)			
		特別障害者			(人)			
		同居特別障害者			(人)			
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。								

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和3年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和3年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成18年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名などを記載します。
(例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平18.1.2以後生)	(フリガナ)	氏名	個	人	番	号	あなたとの続柄	生	年	月	日	住	所	又	は	居	所	控除対象外国外扶養親族	令和3年中の所得の見積額	異動月日及び事由				
	1	ヤマカワサブロウ	山	川	三	郎	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	0	0	子	20・7・5	東京都練馬区栄町 23-7	②	0円	
	2																					円		
	3																					円		

▶① 16歳未満の扶養親族(平18.1.2以後生)

年齢16歳未満(平成18年1月2日以後生)の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。